

「際出願」という。)をすることができる。この場合において、経済産業省令で定める要件に該当するときは、二人以上が共同して国際出願をすることができる。

2 前項の規定による国際出願(以下「国際登録出願」という。)をしようとする者は、経済産業省令で定めるところにより外国語で作成した願書及び必要な物件を提出しなければならない。

(意匠登録出願に関する規定の準用)

第六〇条の四 第六十八条第二項において準用する特許法第十七条第三項(第三号に係る部分に限る。)及び第十八条第一項の規定は、国際登録出願に準用する。

(経済産業省令への委任)

第六〇条の五 前二条に定めるもののほか、国際登録出願に関しジュネーブ改正協定及びジュネーブ改正協定に基づく規則を実施するため必要な事項の細目は、経済産業省令で定める。

第二節 国際意匠登録出願に係る特例

(国際出願による意匠登録出願)

第六〇条の六 日本国をジュネーブ改正協定第一条(四)に規定する指定締約国とする国際出願であつて、その国際出願に係るジュネーブ改正協定第一条(四)に規定する国際登録(以下「国際登録」という。)についてジュネーブ改正協定第十条(3)(a)の規定による公表(以下「国際公表」という。)がされたものは、経済産業省令で定めるところにより、ジュネーブ改正協定第十条(2)に規定する国際登録の日(以下「国際登録日」といふ)にされた意匠登録出願とみなす。

2 二以上の意匠を包含する国際出願についての前項の規定の適用

第六〇条の三(第六〇条の六)

については、同項中「された意匠登録出願」とあるのは、「国際登録の対象である意匠ごと」にされた意匠登録出願」とする。

3 第一項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により意匠登録出願とみなされた国際出願(以下「国際意匠登録出願」という。)に係るジュネーブ改正協定第一条(四)に規定する国際登録簿(以下「国際登録簿」という。)に記録された次の表の上欄に掲げる事項は、第六条第一項の規定により提出した願書に記載された同表の下欄に掲げる事項とみなす。

国際登録の名義人の氏名又は名称及びその住所	意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
国際登録の対象である意匠の創作をした者の氏名及びその住所	意匠の創作をした者の氏名及び住所又は居所
国際登録の対象である意匠を構成する一若しくは二以上の製品又は国際登録の対象である意匠が使用されることとなる一若しくは二以上の製品	意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途(上欄に掲げる製品が建築物又は画像である場合において、当該製品に係る国際登録簿に記載された事項から当該建築物又は画像の用途を認識することができるときに限る。)

4 国際意匠登録出願に係る国際登録簿に記載された意匠は、第六条第一項の規定により提出した図面に記載された意匠登録を受け